

第2 事業の概況等に関する特別記載事項

1. 沖縄振興開発金融公庫について

(1) 設立の経緯と目的

沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)は、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号。以下「公庫法」という。)に基づいて、政府の全額出資により設立された政府系金融機関です。

当公庫は、設立に際し、米国民政府(※)により設立された琉球開発金融公社、琉球政府により設立された大衆金融公庫並びに琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計及び本土産米穀資金特別会計の業務、資産、職員等を引き継いでおります。

当公庫の目的は、公庫法第1条により、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することと規定されております。

(※) 1950年12月15日、米軍政府に代わって設置された米国政府の出先機関で、正式名称は、琉球列島米国民政府 (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands) です。米民政府、民政府、または、頭文字をとってユースカー (USCAR)と称されました。

(2) 国による監督等の概要

当公庫は、公庫法第32条により、主務大臣(内閣総理大臣(内閣府沖縄振興局)及び財務大臣)の監督を受けております。

当公庫を代表する理事長及び業務を監査する監事については、公庫法第10条により主務大臣が任命し、当公庫を代表する副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命します。主務大臣は、公庫法第12条の2により、所定の場合には、理事長及び監事を解任する義務を負い、またはこれらの者を解任することができ、また、理事長に対し、副理事長及び理事の解任を命ずることができます。

当公庫の予算は、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号。以下「予決法」という。)第7条により、国の予算の議決の例によるとされ、政府関係機関予算として、国会の議決が必要となっております。また、当公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があるとともに、事業実施に当たっては、公庫法第23条により、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります。

さらに、当公庫に対しては会計検査院法(昭和22年法律第73号)に基づいた会計検査院の検査が実施されているほか、主務大臣は、公庫法第32条及び第33条に基づき、当公庫を監督し、必要があると認めるときは、当公庫に報告を求め、又は当公庫に立入検査を行うことができ、業務に関し監督上必要な命令をすることができます。

また、平成14年5月24日に成立した「政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」により、平成15年度から金融庁による検査も導入されました。

(3) 沖縄振興政策と当公庫の役割

沖縄の本土復帰に伴い、本土の諸制度への円滑な移行と経済社会の格差是正を目的とした沖縄の振興開発は、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)、沖縄開発庁設置法(昭和47年法律第29号)及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)のいわゆる「沖縄開発三法」を基に推進されてきました。

具体的な政策体系は、①政府が沖縄振興開発特別措置法に基づき10年毎に沖縄振興開発計画を策定すること、②高率補助等の財政上の特別措置を駆使して集中的な公共投資を行い、社会資本や産業基盤を整備すること、③当公庫が民間投資を金融面から支援すること、により構成されています。これにより、政府の一般会計から公共事業等に投入される振興開発事業費(復帰後平成14年度末までの累計投入額7兆658億円)と、財政投融资制度を背景として民間投資を誘導する当公庫の政策金融(同期間融資累計額4兆6,876億円)が、“車の両輪”として有効に機能し、復帰後の沖縄の産業振興や社会の開発が推進されてきました。

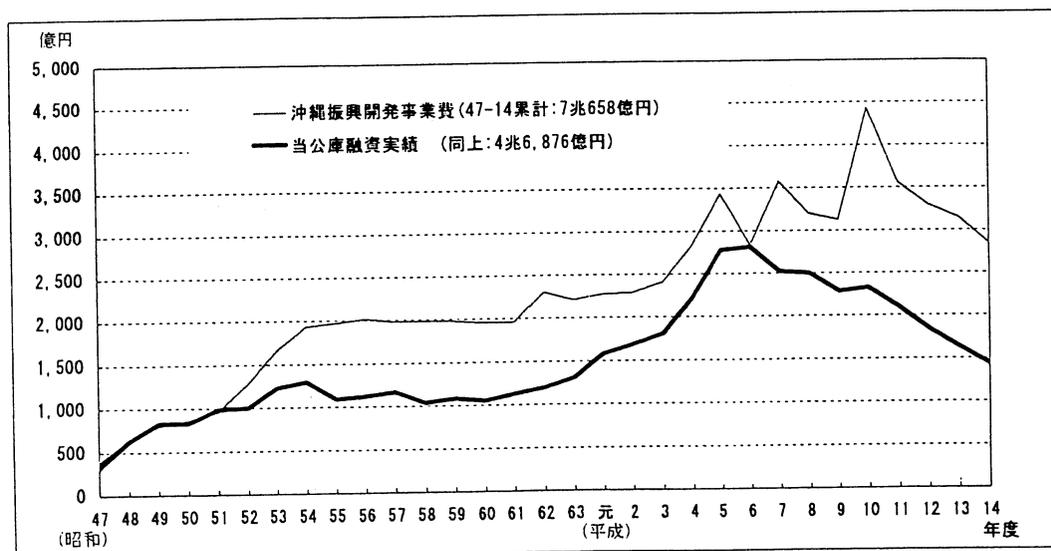
しかし、社会資本整備等の着実な進展にもかかわらず、財政や基地関係収入への依存度が依然として高く、産業の振興による経済的な自立が引き続き重要な課題となっている沖縄の経済社会の特殊事情に鑑み、平成14年度から沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)が新たに施行されました(沖縄振興開発特別措置法は、平成14年3月31日をもって失効)。

沖縄振興特別措置法では、民間主導による自立型経済の構築を目指して、同法の第2章において、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした総合計画「沖縄振興計画」の策定が定められています。また、同法の第3章「産業の振興のための特別措置」では、観光産業、情報通信産業、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における事業、農林水産業、電気事業、中小企業等の振興に必要な資金の確保に関する規定がなされています。特に、同章第9節においては、沖縄県内における新事業の創出促進のための出資業務が、当公庫の業務の特例として新たに定められています。

また、これを受けて策定された「沖縄振興計画」(平成14年7月政府決定)においては、観光・リゾート産業や情報関連産業等、地域特性を活かした産業振興の推進等が定められているほか、『民間主導の産業振興を図るため、円滑な資金供給等金融の円滑化を推進する。このため、沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進する。また、新規産業、新規事業の創出を図るため、民間金融機関等と連携してベンチャー企業等への出資や助言等の支援を充実し、その育成発展を図る。』とされており、各種産業振興に果たす当公庫の具体的な役割が位置付けられています。

なお、昭和47年度以降平成14年度までの沖縄振興開発事業費と当公庫の融資実績の推移は、以下のグラフのとおりとなっております。

沖縄振興開発事業費と当公庫融資実績の推移



(参考) 沖縄の地域経済、社会について

沖縄県の経済は、公的投資や入域観光客数の大幅な伸びなどに支えられて、名目県内総生産が、本土復帰の年、昭和47年度の4,592億円から平成14年度には3兆5,430億円と7.7倍に増加する見通しです。しかし、こうした経済成長にもかかわらず、一人当たりの県民所得は全国比約7割で依然として所得格差があり、また、平成15年の完全失業率は7.8%と全国平均5.3%より高く、とりわけ若年層を中心に厳しい雇用情勢が続いています。こうした反面、沖縄県の特色として、着実な人口増加があげられ、平成15年12月現在の人口は約135万人で、復帰後から同年までの人口増加率は全国比約2倍の40%、数にして約39万人の人口増加があり、これによって労働力人口や就業者の増加が生じています。このような人口の増加が、なお改善されない一人当たり県民所得の格差につながり、また全国を大きく上回る失業率の背景となっています。(図表1参照)

産業構造は、平成13年度末現在、第3次産業の割合が83%と全国平均72%に比べて高く、なかでもサービス産業の割合が高くなっています。一方、第2次産業は15%と全国平均27%に比べて低く、内訳をみると製造業の割合が5%であり、総じて物的生産力は脆弱です。また、依然として財政への依存度が高く、基地に派生する財政支出も含めて、公共投資、観光、基地収入の3部門のウェイトが高い、いわゆる3K依存型経済と言われています。(図表2、3参照)

近年の動向としては、沖縄県の基地問題が全国的に注目される中、平成8年9月には沖縄県と国が、県の政策に関して直接協議を行う機関として「沖縄政策協議会」が設置されました。こうした動きを背景に、その後、特別自由貿易地域制度、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の設定等、沖縄振興開発特別措置法の大幅改正、沖縄特別振興対策調整費による沖縄自動車道通行料金の引き下げ、本土・沖縄間の航空運賃の低減、(株)沖縄産業振興センターの整備等、政府による沖縄振興策の取組みが強化されました。これらの政府の取組みは、その後の新たな沖縄振興特別措置法の制定及びこれに基づく沖縄振興計画の策定に引き継がれています。

こうした施策を背景とする産業の具体的な動きとしては、まず平成11年3月、加工貿易型産業の振興を目的に中城湾港新港地区の一部(122ha)が特別自由貿易地域として地域指定され、現在積極的な企業誘致活動が推進されています。また、情報通信産業は平成8年前後からコールセンターを中心に企業立地が進み、約4,500人を超える新たな雇用が生まれています。観光・リゾート産業は、平成10年に入域観光客数が400万人の大台を超え、名実ともに県経済のリーディング産業に成長しています。平成12年7月に開催された九州・沖縄サミットを契機に国際的会議や各種イベントの誘致も引き続き、観光・リゾート産業は、今後とも一段の振興、飛躍が期待されています。

経済のグローバル化やネットワーク社会の進展等、国内外の急激な環境変化に対応しつつ、観光・情報産業をはじめとする地域特性を活かした比較優位性のある産業の振興によって、3K依存型の経済構造から脱却し、民間主導の自立型経済を構築することが沖縄県の大きな課題であり、当公庫の役割もここに大きく求められています。

図表1:人口・労働力人口・就業者の推移

(単位:万人)

	沖縄				全国			
	昭和47年	指数	平成15年	指数	昭和47年	指数	平成15年	指数
人 口	96	100	135	141	10,760	100	12,767	119
労働力人口	38	100	63	166	5,227	100	6,666	128
就業者数	36	100	58	161	5,156	100	6,316	122

資料: 沖縄県「推計人口(平成15年12月)」、総務省統計局「推計人口(平成15年12月)」
 沖縄県労働力調査(平成15年平均)、総務省統計局労働力調査年報(平成15年平均)

図表2:平成13年度産業別生産額

(単位:億円、%)

	沖縄県		全 国
	金 額	構成比	構成比
第1次産業	679	1.8	1.3
第2次産業	5,441	14.8	26.7
製 造 業	1,853	5.0	19.8
建 設 業	3,470	9.4	6.8
第3次産業	30,729	83.4	72.0
卸・小売業	4,709	12.8	13.4
不 動 産	3,833	10.4	12.8
運輸・通信業	2,697	7.3	6.1
サービス業	9,720	26.4	19.9
合 計	36,849	100.0	100.0

(注) 1.合計には輸入税・帰属利子等が含まれていないため、県内総生産(名目)の合計とは一致しません。

2.全国は平成13年暦年の数値です。

資料: 沖縄県「平成13年度県民経済計算」

図表3:県(国)内総支出(名目)に占める財政支出等の割合

(単位:%)

区分	年度	平成8	9	10	11	12	13
財政支出	政府最終消費支出	沖縄県 28.2	28.4	28.5	29.0	29.2	29.0
		全 国 15.1	15.3	15.8	16.3	16.9	17.6
	公的固定資本形成	沖縄県 14.4	13.6	14.5	15.0	13.4	-
		全 国 8.1	7.6	7.7	7.5	6.8	6.5
合 計	沖縄県 42.6	42.0	43.0	44.0	42.6	-	
	全 国 23.2	22.9	23.5	23.8	23.7	24.2	
民間企業設備投資	沖縄県 13.3	13.4	14.4	12.6	13.0	-	
	全 国 14.9	15.9	14.9	14.7	15.5	14.9	
軍 関 係 受 取		5.3	5.4	5.4	5.2	6.2	-
観 光 収 入		11.4	12.6	13.0	13.6	11.6	-
		(45.9)	(49.1)	(52.9)	(56.5)	(48.0)	-
移(輸)出入差		△11.3	△11.2	△10.4	△12.3	△12.3	△12.4

(注) 1.軍関係受取は、軍雇用者所得、軍人・軍属の消費支出等、軍用地料(自衛隊関係を含む)の合計です。

2.観光収入欄の()書きは、移(輸)出に占める観光収入の割合(%)です。

3.移(輸)出入差とは、移(輸)出の構成比から移(輸)入の構成比を控除した値です。

4.沖縄県の平成13年度の値は、実績見込値です。

資料: 沖縄県「県民経済計算」、「平成15年度沖縄県経済の見通し」、内閣府社会経済研究所(旧経済企画庁)「国民経済計算」

(4) 業務の概要

当公庫は、本土における日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(社会福祉貸付を除く。)の1銀行4公庫等(以下「本土公庫等」という。)が行っている業務に相当する内容の業務を一元的に行っております。

また、当公庫は本土公庫等と同様の融資制度のほか、沖縄振興特別措置法に規定している施策及び政府や沖縄県の施策・構想等を資金面から支援するための制度(「沖縄公庫独自制度」)を有しており、同制度を活用し、企業への融資を積極的に行っています。

① 融資業務

産業開発資金、中小企業等資金(「中小企業資金及び生業資金」)、生活衛生資金、医療資金、農林漁業資金及び住宅資金の貸付け

② 社債の取得業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得

③ 債務の保証業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証

④ 債権の譲受け業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金にかかる債権の譲受け

⑤ 出資業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

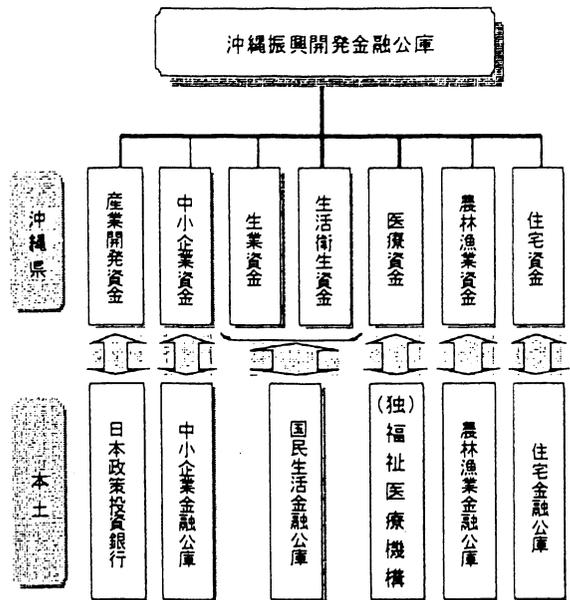
⑥ 新事業創出促進出資業務

沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資(※)

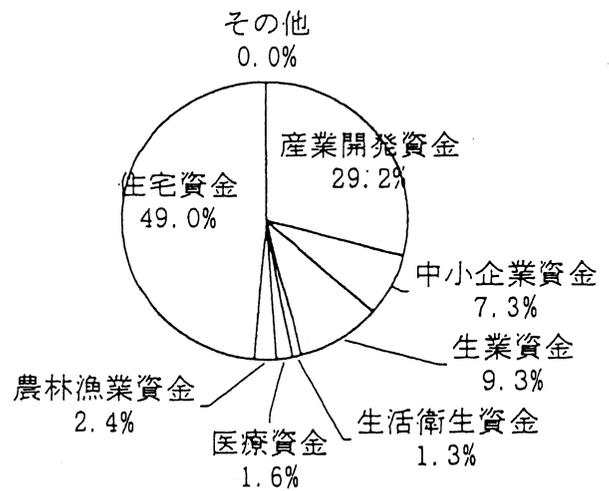
⑦ 受託業務

住宅金融公庫の融資保険業務、年金資金運用基金及び雇用・能力開発機構の貸付業務の受託

当公庫の業務範囲図



平成14年度末融資残高の資金別割合



(単位: 億円、%)

区分	融資残高	資金別割合
産業開発資金	4,675	29.2
中小企業資金	1,161	7.3
生業資金	1,483	9.3
生活衛生資金	208	1.3
医療資金	254	1.6
農林漁業資金	388	2.4
住宅資金	7,834	49.0
その他	0	0.0
合計	16,002	100.0

(※) 沖縄振興特別措置法第73条及び第74条において、当公庫の業務の特例として平成14年度から設けられたもので、沖縄において新たに事業を開始しようとする者及び事業を開始した日以後5年を経過していない者、事業の多角化(分社化を含む。)を行う者に対して出資を行うことができます。

各業務の概要については、本説明書38～41ページをご参照下さい。

(5) 当公庫の経理の特徴について

当公庫の財務諸表は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に準拠して作成しており、民間企業等の財務諸表等に適用される、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に準拠して作成された財務諸表ではありません。

当公庫には従来特別勘定として本土産米穀資金特別勘定があり、当該勘定は琉球政府の本土産米穀資金特別会計の権利義務を当公庫が承継したものであります。この承継した特別会計は、沖縄が本土に復帰するまでの間における日本政府の沖縄に対する経済援助の一環として、本土の食糧管理特別会計から琉球政府に売り渡された米穀を琉球政府が沖縄の米穀販売業者に売り渡し、その代金(20年償還、無利子)を琉球政府が回収した上で積み立て、その積立金を財源として沖縄の農林漁業者に対して貸付を行うこととする積立金運用のために創設されたものです。当公庫は引き継いだ当該勘定を財源として、沖縄で農業または漁業を営む者等に対して貸付を行ってまいりました。

一方、当公庫は、沖縄振興開発金融公庫法第19条第1項1号の2において出資機能を有しており、公共性の高い事業を想定し、主務大臣の認可が必要であったことから、従来、第三セクター等に対する出資を行ってまいりましたが、平成14年度から新たに新事業創出促進出資制度が創設され、産業振興の観点からベンチャー企業等に対する出資が行われることとなりました。

ベンチャー企業等への出資事業は、積極的な目的に沿ったリスクを有するものであり、当公庫の恒常的な本来業務として規定するのは適切でないことから、沖縄振興特別措置法により時限的に規定することにより、リスク軽減を図り、更に当公庫本体の一般勘定への影響を遮断するため、特別勘定により区分経理を行い、財務の健全性を維持することとなりました。

特別勘定については、従来から本土産米穀資金特別勘定が存在すること、利益金を更に出資原資とするための積立金規定があることにより、新たに設置することなく平成14年度から本土産米穀資金特別勘定を改称し米穀資金・新事業創出促進特別勘定として一体的に運用を行っていくこととなりました。

なお、米穀資金・新事業創出促進特別勘定は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第1項により、一般勘定と区分して、特別勘定を設けてこれを整理しなければならない旨が定められています。

(6) 当公庫の損益構造と国からの補助金等について

当公庫は、各々の目的のために国からの補助金等を受け入れています。当公庫に対する補助金等の国からの交付については、法律により予め定められているものではなく、毎年度予算措置により行われています。

○ 当公庫が受け入れている補助金等の名称と目的

- ① 沖縄振興開発金融公庫補給金
当公庫の業務の円滑な運営を図るための補給金です。
- ② 電源地域振興特別融資促進事業費補助金
電源地域に立地する企業に対し当公庫が行う融資への利子補給金です。

国からの補助金等のうち、その大宗を占める沖縄振興開発金融公庫補給金は、当該年度及び過年度にかかる貸付金の資金運用利回りと当該年度及び過年度にかかる借入金等の資金調達利回りの差額である利息収支差により、代理店である金融機関等への業務委託費や事務費などの経費を賄いきれない場合において、不足額(損益収支差)を補填して経営基盤を維持し、引き続き沖縄県内における円滑な資金供給を図ることを目的として受け入れてきており、貸倒引当金(後記「3. (1)貸倒引当金の計上について」をご参照下さい。)と併せ、当公庫の損益

を均衡させてきております。ただし、当公庫は米穀資金・新事業創出促進特別勘定(前記「1. (5)当公庫の経理の特徴について」をご参照ください。)における損益を計上しているため、平成14年度においては当期利益金を2,972万円計上しております。

受入れた補助金等は、法定財務諸表の損益計算書上、上記①については「一般会計より受入」、②については「電源開発促進対策特別会計より受入」として表示していますが、民間企業仮定財務諸表の損益計算書では、①については「政府補給金収入」、②については「国庫補助金収入」として表示しています。

○ 補助金等の受入実績と予算

(単位:百万円)

国の会計区分及び 国庫補助金等の名称	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 (予算)
一 般 会 計	7,198	5,575	5,701	5,262	5,180
沖縄振興開発金融公庫 補給金	7,198	5,575	5,701	5,262	5,180
電 源 開 発 促 進 対 策 特 別 会 計	17	17	14	11	20
電源地域振興特別融資 促進事業費補助金	17	17	14	11	20
合 計	7,215	5,592	5,715	5,273	5,200

2. 資産内容について

(1) 自己査定による開示債権

当公庫では、平成12年度決算から、現行の法定財務諸表に加え、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に従って「行政コスト計算書」を作成するため、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」等に準拠した自己査定を実施しております。

平成14年度行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表に計上された資産を対象に査定した結果は以下のとおりです。

○自己査定による開示債権の明細(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

区 分	平成13年度末残高	平成14年度末残高	増減額
破綻先・実質破綻先	36,952	56,973	20,021
破綻懸念先	48,013	37,272	△10,741
要注意先	132,083	152,548	20,465
正 常 先	1,494,078	1,357,589	△136,489
合 計	1,711,125	1,604,382	△106,744

(注) 1. 自己査定の対象資産は、行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表に計上された貸出金(未貸付額を含む)及び貸出金に準ずる資産(未収貸出金利息、貸出金に準ずる仮払金及び支払承諾見返)であります。

2. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】

- 破 綻 先 : 破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- 実 質 破 綻 先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- 破 綻 懸 念 先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。
- 要 注 意 先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいいます。
- 正 常 先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいいます。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

自己査定結果について、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)(以下「金融再生法」という。)に基づき当公庫が開示している債権は以下の通りです。

○ 金融再生法に基づく開示債権の明細(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

区 分	平成13年度末残高	平成14年度末残高	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36,952	56,973	20,021
危険債権	48,013	37,272	△10,741
要管理債権	69,553	64,339	△5,214
正常債権	1,556,608	1,445,798	△110,810
合 計	1,711,125	1,604,382	△106,744

- (注) 1. 貸付金交付にあたって、貸付金の全部又は一部を預り、融資対象事業の進捗状況等に応じて払い出すことにより、債務者の金利負担の軽減、資金の有効適切な運用を図る場合があり、法定財務諸表においては「貸付受入金」、民間企業仮定財務諸表においては「未貸付額」として表示しています。上記債権額は、当該金額を含んでいます。
2. 年金資金運用基金から当公庫が業務を受託して行っている貸付については、その残高の80%について当公庫に保証責任があるため、当公庫の法定財務諸表においては「保証債務見返」、民間企業仮定財務諸表においては「支払承諾見返」として当該80%相当額を計上しています。
3. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】(金融再生法施行規則第4条)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 : 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権 : 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権 : 3ヵ月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く。))及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」に該当する債権を除く。))です。
- 正常債権 : 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

(3) 銀行法に準じたリスク管理債権

当公庫は、銀行法(昭和56年法律第59号)の適用は受けておりませんが、自己査定結果を基に、同法に準じて当公庫が開示しているリスク管理債権は以下の通りです。

○ リスク管理債権の明細(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

区 分	平成13年度末残高	平成14年度末残高	増 減 額
破 綻 先 債 権	10,410	9,390	△1,020
延 滞 債 権	74,484	84,762	10,278
3ヵ月以上延滞債権	10,417	177	△10,240
貸出条件緩和債権	59,136	64,162	5,026
計	154,448	158,491	4,044

(注) 1. 民間金融機関のリスク管理債権開示基準による債権区分の定義は、銀行法施行規則第19条の2第5項において定義されておりますが、当公庫では同定義に準じた以下の独自の債権分類に従って区分を行っております。

2. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】

破 綻 先 債 権 : 自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金です。

延 滞 債 権 : 自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金です。

3ヵ月以上延滞債権 : 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権 : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、銀行法施行規則上、破綻先債権及び延滞債権は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱いにつき当公庫は「未収貸付金利息の額の算出方法について」(昭和48年蔵銀第698号)に従っているため、破綻先債権及び延滞債権に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。但し、自己査定の結果、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金は「金融検査マニュアル」上、未収利息不計上貸出金と見做されることから、同債務者に対する全ての貸付金残高を破綻先債権又は延滞債権としています。

また、元本返済を猶予した場合には、金利引き下げの有無に関わらず全て貸出条件緩和債権の対象としています。

(注) (1)自己査定による開示債権、(2)金融再生法に基づく開示債権及び(3)銀行法に準じたリスク管理債権との関係については、本説明書49ページ及び134ページをご参照下さい。

3. 不良債権の処理について

(1) 貸倒引当金の計上について

当公庫の法定財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金の繰入額については、「公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)及び「貸倒引当金への繰入額について」(昭和57年蔵銀第815号)により、各事業年度末における貸付金残高(貸付受入金(注)残高を除く。)の1,000分の6に相当する額の範囲内で計上し、翌事業年度においてその全額を貸倒引当金から戻入れとして、損益計算上の益金に計上するよう規定されています。

民間企業等の財務諸表等に適用される会計基準においては、貸倒引当金は将来の貸倒れによる損失に備えるために計上するものですが、当公庫においては、年度毎に直接償却すべき不良債権の額を確定させ、必要に応じて直接償却を行うための財政措置が講じられているため、必要最小限、かつ、上記の政令及び告示に定める範囲内(平成14年度は、貸付金残高(貸付受入金残高を除く。)の1,000分の3.7にあたる5,832百万円で計上しています。

一方、平成14年度の民間企業仮定財務諸表中の貸借対照表においては、金融検査マニュアルに沿って、一定の自己査定を行ったうえで貸倒引当金を計上した結果、法定財務諸表における貸倒引当金(5,832百万円)を上回る33,701百万円を計上することとなりました。

これは、民間金融機関では、事業の継続性に懸念が生じないように、貸倒引当金について十分な額を用意する必要があるためであり、このような制度上の相違から、引当金計上額が大きく乖離することとなったものです。

なお、民間企業仮定財務諸表については、本説明書105～133ページをご参照ください。

(注) 当公庫は、融資対象事業の進捗状況等に応じて、その都度貸付金を払い出す方式を採っております。貸付契約後、貸付先に払い出しされず、公庫勘定に保留されている貸付金を「貸付受入金」といいます。「貸付金残高」には払出済の金額と「貸付受入金」の金額が含まれています。

(2) 貸付金償却について

貸付金償却については、「公庫の国庫納付金に関する政令」により財務大臣の承認を受けなければならない旨、規定されています。

当公庫としては、収支に直接影響を与える貸付金償却は、コストを増加させ、国の財政負担の増加に直結することから、その実施は、慎重に行うべきであると考えております。当公庫では、当公庫の定める基準に従って、元本債権の償還の見込みがないと認められる債権について貸付金償却を実施しており、最近2年間の実績は次のとおりです。

(単位:百万円)

項 目	平成13年度	平成14年度
貸付金償却額	4,229	5,730

4. 貸付業務における金利リスクについて

当公庫の平成14年度末における貸付金の平均残存年数は約19年である一方、借入金の平均残存年数は約9年と貸付期間が調達期間を上回っており、この期間ミスマッチのため、今後の再調達時に金利リスクがあります。また、当公庫では金利スワップを行っておらず、こうした金利リスクについては当公庫がすべて負っています。

＜参考＞当公庫の平成14年度における平均貸付期間は約19年であるのに対し、調達は約15年となっています。

なお、当公庫の貸付金は、長期固定金利であることから、金利低下局面において融資先の希望による任意繰上償還が生じてきており、その実績は下表の通りです。他方、平成10年度第2四半期までに受け入れた財政融資資金等の借入金の繰上償還については、財政当局から認められていないことから、繰上償還された貸付金については再運用を行う必要があり、そのため当公庫に再運用リスクが発生する結果となっています。

このように金利動向が当公庫の損益に影響を及ぼす可能性があります。これら貸付業務において生じる損失は、これまでは予算措置により受け入れる補給金(前記「1. (6)当公庫の損益構造と国からの補助金等について」をご参照下さい。)により補填されてきております。

上記の再運用リスクを軽減するため、当公庫では、平成10年9月からは産業開発資金の新規貸付金について、また平成12年4月からは中小企業資金、農林漁業資金及び医療資金の新規貸付分について、任意の繰上償還の際には当公庫の逸失利益を勘案した補償金を融資先から徴収する繰上弁済補償金制度を導入しているほか、平成13年5月からは産業開発資金、中小企業資金、農林漁業資金及び医療資金の新規貸付分について、貸付後10年経過後(中小企業資金は5年経過後)ごとの金利見直し制度を導入しております。

なお、詳細については、本説明書53ページをご参照ください。

(単位:億円)

項 目	平成13年度	平成14年度
繰 上 償 還 額	966	769

5. 財投機関債発行について

平成12年12月に閣議決定された行政改革大綱においては、各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から、財投機関債の発行に努めるものとし、財投機関債発行機関の拡充を図ることとされています。

また、平成13年度から実施された財政投融资制度改革において、従来の郵貯・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更になりました。これにより財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与するものとされています。

当公庫では、このような行政改革大綱の趣旨等を踏まえて、着実な実績を挙げるために、平成14年度に100億円、平成15年度に200億円を発行しており、平成16年度には200億円の発行を計画しています。

財投機関債の今後の発行規模等については、これまでの発行実績や今後の市場環境等を踏まえながら検討することになるため現段階では流動的ではありますが、当公庫としては、市場での評価を確立するためにもできる限り継続的な発行を目指していきたいと考えております。

6. 行政コスト計算書について

平成13年6月19日に財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会により「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、当公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算書を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は、各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常コストとして認識されない国からの出資金や無利子貸付金等に係る機会費用についても加算し、算出されています。当公庫では、平成14年度の行政コスト計算書を平成15年7月31日に公表しましたが、その概要について当公庫ホームページに掲載するとともに当公庫本店、各支店及び東京本部に備え置き開示しております。

行政コスト計算財務書類(注)は、本説明書104～133ページに記載しております。

(注)「行政コスト計算財務書類」は、行政コスト計算書のほか、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシュフロー計算書、民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)及び附属明細書から構成される、これら計算書類の体系であります。

○ 行政コスト計算書の概要

(単位:百万円)

	平成13年度	平成14年度
業 務 費 用 合 計	9,485	18,888
機 会 費 用 合 計	1,125	664
行 政 コ ス ト	10,611	19,552

(注) 単位未満は、切り捨てています。

7. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について

政策コスト分析は、財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を割引現在価値に換算して試算したもので、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、平成11年度より行われております。平成15年度の分析結果は、平成15年6月25日に公表されました。

当公庫の政策コスト分析では、現在価値にして△156億円の政策コストが将来にわたり発生するという結果になっています。

これは、当公庫が平成15年度の財政投融资計画に基づいて融資を実行したのち、平成16年度以降は新規融資を行わないことや、全ての貸付金が回収される平成51年度の分析期間終了時点で、当公庫の資本金を国に全額返済する前提で、一定の仮定を置いて政府出資金等の機会費用をコストとして加算した上、必要補給金等を割引現在価値に換算して試算したものです。

なお、平成15年度の政策コストは平成14年度の政策コスト(124億円)に比べて280億円減少しています。これは、前提としている金利の低下に伴い借入金等利息の減少幅が貸付金利息の減少幅を上回ることからコスト減になること、平成15年度の新規貸付に係るコストが減少したこと、繰上償還に係るコストが減少したこと等によるものです。

また、平成15年度の政策コスト分析では、金利等の前提条件の一つを変化させた場合の政策コスト額を試算する分析(感応度分析)が行われています。

当公庫において、貸付及び借入等金利の両方を分析期間の各年度においてそれぞれ1%(ただし、住宅資金の貸付金利については、当初10年間0.83%、11年目以降0.57%)上げた場合の政策コストは、284億円増加し、128

億円となると算出されました。

政策コスト分析の詳細については、本説明書55及び163～165ページをご参照下さい。

8. 特殊法人改革について

(1) 特殊法人改革

特殊法人改革については、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」、平成13年6月21日に公布された「特殊法人等改革基本法」等に基づき、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指して、「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」ことを基本原則に、全ての特殊法人等の事業・組織全般についての抜本的な改革に取り組むこととされております。

具体的には、行政改革大綱で示された、各特殊法人等の個々の事業についての見直し結果を踏まえ、組織形態について、廃止、民営化あるいは独立行政法人等組織形態の見直しを行うという方針に沿って、内閣官房に設置された行政改革推進事務局(平成13年1月発足)において検討が進められ、平成13年12月19日には「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定されました。

(2) 特殊法人等整理合理化計画

特殊法人等整理合理化計画において、当公庫の事業及び組織形態については、以下のとおりとされています。

事業について講ずべき措置
<p>【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。○ 業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。○ 特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。○ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。○ 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。○ 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

組織形態について講ずべき措置
<ul style="list-style-type: none">● 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。 <p>さらに、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>

(3) 政策金融機関の改革について

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成14年12月13日に経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定されました。その内容は以下のとおりです。

平成14年12月13日
経済財政諮問会議

政策金融改革について

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間(平成16年度末まで)

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実にかつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

① 経営責任の明確化(経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。)

② 事業運営の効率性の向上

③ 民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用

④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備(具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。)

⑥ 会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

① 改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配慮する。

② この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。

③ 改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、そのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する(社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する)場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われず(金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる)場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) ①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) ①に該当するが、②に該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

(C) ①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

1 国民生活金融公庫

- ・特別貸付、教育貸付のあり方
- ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策

2 農林漁業金融公庫

- ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方

3 中小企業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・一般貸付のあり方 ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
4 公営企業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方 ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方 ・更新投資に対する貸付のあり方
5 沖縄振興開発金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄特利制度のあり方 ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
6 国際協力銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方
7 日本政策投資銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業向け融資のあり方 ・プロジェクト・ファイナンスのあり方 ・地域インフラ向け融資のあり方
8 商工組合中央金庫	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバーズバンク業務のあり方 ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

経済財政諮問会議における検討結果を踏まえ、平成14年12月17日には、「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定されました。政策金融機関の改革についての内容は以下のとおりです。

政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

これらを踏まえて、当公庫においては、事業及び制度の見直しを行っております。

平成15年4月10日に行政改革推進事務局から公表された「特殊法人等整理合理化計画の実施状況」での当公庫に係る内容については、以下のとおりです。

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】</p> <p>○本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。</p> <p>○業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。</p> <p>○特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14、15年度予算において事業規模の縮減を実施。 貸付規模(当初計画) 平成13年度 平成14年度 平成15年度 2,401億円 2,180億円 2,010億円 ・IT化の推進。人員の効率的活用。 ・本土公庫等並びの制度、公庫独自の30制度を廃止、5制度の整理統合。 ・中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度全てについて取扱期間を設定。 ・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。 ・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表(行政コスト計算財務書類)において、平成12年度決算分から開示。

<p>○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>○政策金融については評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>・リスク管理の分野について金融庁検査を導入(15年4月施行)</p> <p>・金利の決定責任主体については、法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。</p> <p>・繰上償還を含めた政策コストは、平成12年度から作成・開示。</p>
---	---

今後は特殊法人等整理合理化計画及び「道路関係四公団、国政拠点空港及び政策金融機関の改革について」に基づき、特殊法人改革が行われることとなり、当該計画遂行の過程において当公庫の業務内容及び組織形態に影響を及ぼす事態が発生する可能性があります。当公庫といたしましては、今般の政策金融改革の趣旨及び現下の経済情勢を十分踏まえ、政策金融機関として政策課題の遂行を的確に果たし得るよう、今後とも最善の努力をしていきます。